

基地対策関係施策の 充実強化に関する要望

我々基地関係市町村議会は、基地に対する周辺住民の十分な理解と協力を得るため、生活環境の整備や住民福祉の向上等に鋭意努力しているところである。

しかしながら、基地関係市町村の行財政運営は、近年の厳しい財政状況に加え、基地の所在に伴う特殊な財政需要の増大により、大変厳しい状況にある。

よって、国におかれては、このような基地関係市町村の特殊性を十分ご理解いただき、別記事項の実現を図るよう強く要望する。

平成 19 年 7 月

全国市議会議長会基地協議会
会 長 原 島 貞 夫
(福生市議会議長)

基地対策関係施策に関する重点要望

国におかれては、基地関係市町村が基地関係施設の所在に伴い、行財政運営や地域振興等に多大な影響を受け、極めて厳しい財政状況にあることを十分にご理解いただき、下記の重点事項の実現を図るよう強く要望する。

記

1 (総務省所管)

基地交付金・調整交付金の所要額を確保するとともに、基地交付金の対象資産の範囲を、自衛隊の使用する全資産に拡大すること。

2 (防衛施設庁所管)

基地周辺対策経費の所要額を確保するとともに、各事業の補助対象施設及び範囲を拡大すること。

基地対策関係施策の充実強化に関する要望

・基地交付金・調整交付金の所要額確保等について

1. 基地交付金の所要額確保等

(1) 基地交付金の所要額確保

基地関係市町村が基地所在に伴う特殊な財政需要に対応できるよう、平成 20 年度政府予算において基地交付金の所要額を確保すること。

(2) 固定資産税相当額の確保等

基地交付金は、固定資産税の代替的性格を基本とするため、固定資産税相当額(固定資産評価額の 100 分の 1.4)を確保すること。

対象資産のうち、都市計画区域にあるものについては、都市計画税相当額を基地交付金に反映すること。

(3) 基地交付金の算定

基地交付金の算定に当たっては、前年度に比べ減額配分とならないよう考慮するとともに、翌年度の算定見通しに関する情報を早期に提供すること。

財源超過団体に対する交付金減額措置を緩和または廃止すること。

(4) 在日米軍再編等に伴う激変緩和措置

在日米軍再編等に伴い対象資産が減少する市町村に対しては、当該市町村の財政に及ぼす影響を考慮し、急激な交付金の減額が生じないように、激変緩和措置を講ずること。

(5) 対象資産の範囲拡大

次に掲げる施設をはじめ、自衛隊の使用する全資産を基地交付金の対象資産とすること。

(ア) 駐屯地、港湾施設、通信施設（平成 17 年度より対象資産に追加されたレーダーサイト及び特定の通信所以外の施設）、補給処、学校、病院、地方連絡部等

(イ) 飛行場施設のうち、リンクトレーナー、着陸誘導訓練施設、管理棟、倉庫等

(ウ) 演習場のうち、しょう舎施設

米軍及び自衛隊の使用する飛行場周辺等の国が買い上げた土地を対象資産に追加すること。

米軍等の制限水域を対象資産に追加すること。

米軍からの返還財産については、国の跡地利用計画の決定前は対象資産として存続させること。

(6) 対象資産の適正な価格改定と通知

国有財産台帳価格を固定資産評価額と著しい格差が生じないように適正な価格に改定すること。

また、基地交付金の額の通知に当たっては、施設及び種類毎に面積及び価格を明示すること。

2. 調整交付金の所要額確保等

(1) 調整交付金の所要額確保等

米軍資産等に係る調整交付金の所要額を確保すること。また、調整交付金の算定に当たっては、対象資産や価格等の算定根拠及び配分基準を明らかにすること。

(2) 地方税法の特例に伴う市町村税減収額の全額補てん
日米地位協定の実施に伴う地方税法臨時特例法第 3

条の規定により、非課税となっている米ドル支弁資産に係る固定資産税や、米軍人、軍属及びその家族に係る市町村民税等の地方税減収額を全額補てんすること。

3. 地方財政措置の拡充

(1) 普通交付税措置の拡充

基地関係渉外事務費や防音施設の維持管理費及び基地対策事業に係る地方債の元利償還等に対する普通交付税措置を拡充すること。

(2) 特別交付税措置の拡充

基地関係市町村が、基地対策経費として一般財源により対応している特別な財政需要に対する特別交付税措置を拡充すること。

(3) 地方債措置の拡充

「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」を根拠とする基地対策事業に係る市町村の一般財源負担分について、地方債措置を拡充すること。

．基地周辺対策の充実強化について

1．基地周辺対策経費の所要額確保

基地周辺住民の基地に対するさらなる理解と協力を得るため、平成 20 年度政府予算において障害防止事業、住宅防音事業、民生安定助成事業及び特定防衛施設周辺整備調整交付金をはじめとする基地周辺対策経費の所要額を確保すること。

2．障害防止事業の充実強化

(1) 補助対象施設・範囲の拡大及び適用基準の緩和

自衛隊等の機甲車両等による走行や射撃訓練、航空機の離着陸等による障害を防止・軽減するため、全ての障害を受ける施設を補助対象とするとともに、音響の強度及び頻度の適用基準を緩和すること。

また、障害防止事業により整備した施設等の維持管理費や老朽化に伴う大規模改修等についても、補助対象とすること。

(2) 補助単価及び補助額の引き上げ

建設工事の補助単価及び補助額を引き上げること。

(3) 騒音防止事業（一般防音）の充実強化

環境整備法（防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律）第 3 条第 2 項に規定する公共施設等の騒音防止事業の補助対象施設を拡大するとともに、補助率を引き上げること。

(4) その他

機甲車両等の走行に伴う泥土や粉塵、重火器等の使用に伴う振動や低周波等による被害を防止・軽減するため、抜本的対策を講ずること。

共同受信施設の老朽化に伴う更新の際には、都市型ケーブルテレビとの共同工事により、復旧整備を図るとともに、施設の維持管理費を補助対象とすること。さらに、地上波デジタルテレビジョン放送への対策を早急に示すこと。

3. 住宅防音事業の充実強化

(1) 補助対象区域の拡大等

環境整備法第4条に規定する飛行場等周辺地域における騒音基準値(現行75W以下の区域)を航空機騒音の環境基準値(現行70W以下の区域)まで引き下げるとともに、騒音被害の実態に即して補助対象区域を拡大すること。

また、演習場周辺の住宅防音工事について早期に事業化すること。

(2) 補助対象施設・範囲の拡大等

騒音区域指定後に新築・増改築された家屋を補助対象とすること。また、追加防音工事実施後の人員増の場合も世帯人員に応じた工事を実施すること。

防音用機材(空気調和設備機器等)の機能復旧等に要する経費を全額補助すること。

住宅防音工事を実施した全世帯の防音関連維持管理費を補助対象範囲とすること。また、太陽発電システムの設置に対する助成措置を拡充すること。

住宅防音工事は全て第 工法(現行は80W以上の区

域にのみ適用)で実施すること。

事務所、店舗等についても防音工事の対象とすること。

航空機騒音等の測定費用についても助成すること。

4. 移転措置事業等の充実強化

(1) 移転対象範囲・基準の拡大

環境整備法第5条に規定する移転対象(90W以上の第2種区域)の範囲を拡大するとともに、対象区域指定後に建築された建物等についても対象とすること。

(2) 移転措置の早期実現

移転希望者の意向を十分踏まえ、集団移転事業の早期実現を図ること。

(3) 緑地帯等の整備

環境整備法第6条に規定する緑地帯及び緩衝地帯の整備に当たっては、周辺住民の生活環境改善に資するよう、地域の特性に見合った適切な緑化整備を行うこと。

(4) 移転跡地の管理

移転の補償に伴い国が買い入れた土地について、適正な管理を行うこと。

5. 民生安定助成事業の充実強化

(1) 補助対象区域・対象施設の拡大

環境整備法第8条に規定する民生安定助成事業の補助対象区域を、防衛施設周辺の市町村全域に拡大するとともに、補助対象施設を拡大すること。

(2) 補助対象範囲の拡大

民生安定助成事業により整備した施設の維持管理費及び老朽化に伴う大規模改修費等を補助対象とすること。

NHK放送受信料の免除区域を拡大するとともに、全額を免除すること。

特殊消防車両等消防設備の助成枠及び対象経費を拡大すること。

(3) 採択基準及び適用基準の緩和

採択基準及び適用基準を緩和するとともに、補助額の算定に係る基準面積及び基準定額を引き上げること。

6. 防衛施設周辺整備統合事業の充実

防衛施設周辺整備統合事業については、基地関係市町村の裁量が十分に発揮されるよう、当該市町村の意見を十分踏まえつつ、制度の充実を図ること。

7. 特定防衛施設周辺整備調整交付金の充実強化

(1) 補助対象施設・範囲の拡大

交付金の補助対象施設を拡大するとともに、維持管理費等も補助対象とすること。

(2) 特定防衛施設及び対象市町村の拡大

特定防衛施設及び特定防衛施設関連市町村を拡大すること。

8. 基地周辺の環境保全に対する助成の創設

防衛施設の所在が周辺環境に悪影響を与えていることを踏まえ、因果関係を問わず、地方公共団体が行う環境保全事業（水環境・緑・景観の保全、廃棄物の適正な処理等）に対する助成制度を創設すること。

9. 損失補償の充実強化

農業等就労障害に係る補償対象区域を拡大して実情に応じた補償を行うとともに、補償単価及び補償額を引き上げること。

10. 事務の簡素合理化等

障害防止事業、住宅防音事業、民生安定助成事業及び損失補償申請等に係る事務手続きを簡素合理化するとともに、事業工期を短縮化すること。

また、各事業の補助金及び交付金の交付決定を早期に行うとともに、配分方法を実態に即して改善すること。

11. 基地周辺安全対策の徹底

(1) 安全対策の徹底

米軍及び自衛隊の航空機の飛行、艦船の航行、危険物等の移送管理及び演習に伴う事故防止のため、基地周辺における安全対策を徹底すること。また、事前に十分な情報提供を行うこと。

米軍及び自衛隊の航空機による低空飛行や離着陸訓練は、激しい騒音が発生するとともに、墜落事故等があった場合には甚大な被害が予想されることから、飛行自粛の措置を講ずること。

(2) 迅速な補償措置等

基地所在に起因する事故が発生した場合には、その事故実態を速やかに地元市町村に報告するとともに、事故原因を早急に究明し再発防止に万全を期すること。

また、事故被害に対しては、速やかに十分な補償措置を講ずること。

12. 在日米軍の再編に伴う支援措置等

(1) 基地周辺市町村への情報提供等

在日米軍の再編など、基地機能・運用が変更される場合には、具体的な内容について早期に情報提供を行うとともに、地元市町村の意見を十分に尊重すること。

(2) 支援措置等

在日米軍の再編など、基地機能が強化される場合には、周辺市町村に対し、地域振興策など十分な支援措置を講ずること。また、移転・返還等に係る経費の拠出が現行の基地周辺対策に支障を及ぼさぬよう十分配慮すること。

(3) 協定の遵守

在日米軍再編等に伴い地方公共団体と国等が、騒音対策や地域振興策、市民の安全・安心対策及び訓練形式等に関して締結した協定を確実に遵守すること。

(4) 在日米軍と住民との交流促進

在日米軍施設の所在する市町村は、周辺住民に米軍に対する理解を深めてもらうため交流事業を積極的に行っているが、国においても、在日米軍と周辺住民との交流を図るための事業を実施すること。